

浦添市ケアプラン点検事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の介護保険被保険者で介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく要介護認定等を受けて介護保険サービスを利用する者に対して提供されるサービスの計画（以下「ケアプラン」という。）を点検することにより、適正な介護保険サービスの提供に基づく利用者の自立支援を促進し、計画を作成する介護支援専門員または介護予防支援事業所の担当職員（以下「ケアマネジャー等」という。）の資質の向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 点検事項は、次に掲げるとおりとする。

- 一. 浦添市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等の基準を定める条例（平成30年条例第15号。以下「条例」という。）第14条第20号の規定により、ケアマネジャー等から市に届出があったケアプラン（以下「生活援助頻回ケアプラン」という。）について、その内容の妥当性を検討する。
- 二. 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第18の3号の規定により、ケアマネジャー等から市に届出があったケアプラン（以下「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン」という。）について、その内容の妥当性を検討する。
- 三. 本市が実施する介護給付適正化事業の一環としてケアマネジャー等から市に提出又は届出があったケアプランについて、その内容の妥当性を検討する。
 - イ) 「高齢者向け住まい等における適正なサービス提供確保のための更なる指導の徹底について」（令和3年3月18日付厚生労働省老健局総務課介護保険指導室長外連名通知）に基づき要綱第3条第1項第号の基準に該当するケアマネジャー等より提出のあったケアプラン（以下「高齢者向け住まい等対策のケアプラン」という。）
 - ロ) 要介護認定の新規申請等において認定結果が通知されるまでの間、要支援又は要介護の認定を見込んだ上で作成する暫定的に作成され、ケアマネジャー等より届出があったケアプラン（以下「暫定ケアプラン」という。）
 - ハ) 法第23条の規定により保険給付に関して必要があると認めるときは、ケアマネジャー等へケアプランの提出求め、市に届出があったケアプラン

(点検対象)

第3条 ケアマネジャー等が市に届出及び提出及び届出する必要のあるケアプランは、次に掲げるとおりとする。

- 一. 「生活援助頻回プラン」は、居宅介護支援事業所または地域包括支援センター（以下「事業所」という。）のケアマネジャー等が平成30年10月1日以降に作成又は

変更したケアプランのうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）以上の訪問介護を位置付けたケアプラン

二. 「居宅介護支援事業所単位で抽出するケアプラン」は、事業所のケアマネジャー等が令和 3 年 10 月 1 日以降に作成又は変更したケアプランのうち、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第 13 条第 18 号の 3 に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 336 号）に規定する要件に該当するケアプランの中から、市が指定したケアプラン

三. 「高齢者向け住まい等対策のケアプラン」は、住宅型有料老人ホーム（未届のものを含む。）及びサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まい等に併設等している（隣接、近接や同一法人や系列法人など関連があると考えられるものを含む。）事業所のケアマネジャー等が令和 3 年 10 月 1 日以降に作成又は変更したケアプランのうち、ケアプランに位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の総額が区分支給限度基準額に占める割合が 100 分の 70 以上であり、かつ、訪問介護及び通所介護等（地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護を含む。）に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が 100 分の 60 以上に該当するケアプランの中から、市が指定したケアプラン

（実施主体）

第 4 条 点検の実施主体は、浦添市とする。ただし、市長が適当と認めた法人に委託することができる。

（対象）

第 5 条 点検の対象とするケアプランは、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画
- （2） 法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画

（点検の方法）

第 6 条 点検は、ケアマネジャー等に対して、作成したケアプランに係る次の文書の提出を求めることにより行うものとする。

- （1） 利用者基本情報、アセスメント表、課題分析表
- （2） 居宅サービス計画等又は介護予防サービス計画
- （3） サービス担当者会議録、支援経過等
- （4） サービス利用票及び利用票別表
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（点検の実施）

第 7 条 市長は、法、条例その他介護保険制度に関する法令等に基づき、要綱第 6 条に規定するケアプランに係る文書を点検する。

2 市長は、必要に応じて、地域ケア会議や行政職員やリハビリテーション専門職が参

加する形で行う会議等を活用し、多職種による視点からケアプランについて議論を行うことができる。

- 3 市長は、点検後、ケアマネジャー等に対して必要な助言及び指導を行うとともに、必要に応じてケアプランの見直し及び再提出を求めることができる。
- 4 市長は、点検の結果、明らかに介護報酬の算定が不適切であると認めるときは、当該介護報酬の過誤調整を指示することとする。
- 5 市長は、点検の結果、不適切なケアプランの作成によりケアマネジャー等の属する事業者への指導が必要と判断した場合は、必要に応じて指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。